

伊豆市犯罪被害者等支援推進計画骨子

1 趣旨

犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることで、平穏な生活を取り戻し、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、市条例に基づき犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進していくための計画となります。

2 位置づけ

市条例第6条（犯罪被害者等支援計画）に基づく計画

3 期間

令和4年7月1日から令和9年3月31日まで

4 基本理念

市条例第3条に掲げる基本理念との整合を図ります。

- (1) 個人の尊厳を尊重した支援
- (2) 理解と配慮
- (3) 継続的な支援
- (4) 連携による支援

5 重点項目

静岡県犯罪被害者等支援推進計画に基づき、以下の3項目を重点目標に掲げます。

- (1) 犯罪被害者等に対する各種情報提供（市条例第7条関係）
- (2) 精神的・経済的支援（市条例第8条～10条関係）
- (3) 理解の促進（市条例第11条関係）

6 推進施策

推進施策（重点項目 1）

重点項目	条例条項	推進施策	担当課
犯罪被害者等に対する各種情報提供	総合的に行うための窓口の設置（市条例第7条第1項）	総合窓口の設置	地域づくり課
		市の支援制度の案内	地域づくり課
		法テラスの支援制度の案内	地域づくり課
	相談及び情報の提供等（市条例第7条第2項）	生活困窮者の自立支援	社会福祉課
		高齢者の生活支援の相談対応	健康長寿課 (地域包括支援センター)
		障害者差別解消法に関する相談対応	社会福祉課
		障害者虐待に関する相談対応	社会福祉課
		DV相談受付、関係機関との情報共有	子育て支援課 市民課
		DV被害者に対する自立支援	子育て支援課
		母子父子寡婦福祉貸付金制度の案内	子育て支援課
		犯罪被害者等の子育てに関する相談受付	子育て支援課
		子供の虐待被害相談対応	学校教育課（就学児） 子育て支援課（未就学児）
		スクールカウンセラーの派遣	学校教育課

推進施策（重点項目 2）

重点項目	条例条項	推進施策	担当課
精神的・経済的支援	見舞金の支給（市条例第8条）	見舞金の支給・制度内容等の案内	地域づくり課
		犯罪被害等に関する情報収集	地域づくり課
	生活の支援	手続等における移動の付添い	地域づくり課（関係各課）

(市条例第 9 条)	市の様々な申請等手続きの補助	地域づくり課（関係各課）
	生活福祉資金貸付制度の案内	社会福祉課 （社会福祉協議会）
	生活保護法に基づく生活保護対応	社会福祉課
	第三者による傷病届出制度の案内	市民課（国民・後期） 健康長寿課（介護）
	療養費・高額療養費の支給制度の案内	市民課
	障害年金制度の案内	市民課
	障害者手帳の説明と手続き案内	社会福祉課
	障害者に対する医療費助成制度の案内	社会福祉課
	地域活動支援センター利用案内	社会福祉課
	自立支援医療費の負担軽減制度の案内	社会福祉課
	市税の減免・控除の案内	税務課
	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免及び国民年金保険料の免除の案内	税務課 市民課
	児童扶養手当の案内	子育て支援課
	ひとり親家庭への医療費助成の案内	子育て支援課
	就学援助制度の案内	学校教育課
	幼児教育・保育の無償化の案内	子育て支援課
	再被害に対する安全対策	地域づくり課
	D V被害者の避難所への一時保護	子育て支援課
	被虐待児童の一時保護	子育て支援課
	被虐待障害者の一時保護	社会福祉課
	被虐待高齢者の一時保護	健康長寿課
	学校における虐待発見時の通知義務	学校教育課
	児童養護施設等の入所支援	子育て支援課
	高齢者施設等の入所支援	健康長寿課

		障害者施設等の入所支援	社会福祉課
		D V被害者等に関する住民基本台帳の閲覧制限、各種証明の発行制限	市民課
		警察・犯罪被害者支援センター・関係各課への情報提供と連携	地域づくり課
	居住の安定 (市条例第 10 条)	犯罪被害者等に対する市営住宅等情報の提供	用地管理課 地域づくり課
		犯罪現場のハウスクリーニングの協議	地域づくり課

推進施策（重点項目 3）

重点項目	条例条項	推進施策	担当課
理解の促進	市民への理解の促進（市条例第 11 条）	広報誌やホームページの活用	地域づくり課
		犯罪被害等に関する情報収集	地域づくり課
		こころの教育推進による理解の促進	健康長寿課 学校教育課
	支援に従事する職員等に対する研修等	研修会への参加	地域づくり課
		関係機関等との連携協力	地域づくり課
		職員への研修	地域づくり課
		他自治体との情報交換	地域づくり課

7 進行管理

本計画に基づき、犯罪被害者等の支援をより効果的に実施するため、関係機関及び関係課による支援の実施状況等に関する情報共有を図り、より良い支援につなげます。

また、犯罪被害を取り巻く環境の変化を十分に捉えたうえで、必要に応じて計画の見直しを図ります。